

奈良市文化振興計画推進委員会規則 新旧対照表 (案)

現行	改正案
(目的) 第1条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。 (組織) 第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 文化団体を代表する者 (2) 市民から公募した者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他市長が適当と認める者 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	(目的) 第1条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成19年奈良市条例第20号）第8条第3項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。 (組織) 第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 文化団体を代表する者 (2) 市民から公募した者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他市長が適当と認める者 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長) 第3条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議) 第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

現行	改正案
(庶務) 第5条 委員会_____の庶務は、文化振興課において処理する。 (委任) 第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。	<u>(部会)</u> <u>第5条 委員会に、特定の事項について調査審議させるため部会を置くことができる。</u> <u>2 部会の委員は、委員会の委員のうちから会長が指名する。ただし、必要があると認めるときは、当該委員のほか、市長が委嘱し、又は任命した専門的な知識経験を有する者を部会の委員とすることができる。</u> <u>3 部会の組織その他必要な事項は、別に定める。</u> (庶務) 第6条 委員会<u>及び部会</u>の庶務は、文化振興課において処理する。 (委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。